

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第43号 発行日：平成31年2月15日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

水俣病学習会 in 鹿児島、盛況！！ ～支援の継続を確認～

平成30年11月9日、鹿児島市の勤労者交流センターにおいて、ミナマタ現地調査鹿児島実行委員会の主催で第36回ミナマタ現地調査 in 長島の報告集会が行われ、その企画の中で水俣病の学習会を開催しました。当日は40名ほどが参加し、参加者からの質問や意見が積極的に出され、盛況に終わりました。

まず、水俣病闘争支援熊本県連絡会議事務局長の原田敏郎氏が、水俣病の歴史、たかひの到達点について説明をしました。その次に、熊本弁護団の中村輝久弁護士が、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟について、初めて聞く人にも分かりやすく、裁判の内容について説明をしました。

その後、第9陣原告の町田榮子さん（鹿児島県の長島町在住）が被害者の訴えをしました。「生活をしていくため、結婚後に定食屋を開いて評判もよかったが、水俣病の影響で味がわからなくなり、知り合いや家族に試食をしてもらわないといけなかった」、「水俣市出身の自分が水俣病かもしれないと頭をかすめたこともあったが、水俣病はもっと症状の重い人のことだろうと思っていた」、「同じ長島という一つの島なのに、線引きをして救済される人とされない人を分けるのはおかしい」ということを切実に話しました。

また、熊本弁護団の黒田裕美子弁護士が、一見健康な人と何ら変わらない原告の見えづらい被害について、具体的な原告の訴えを引き合いにして説明をしました。

その後に行われた質疑応答では、初めて水俣病が終わっていないことを知ることができ、とても勉強になった、今日ここにきてよかったといった感想や、鹿児島で医師として水俣病の解決に協力したいと申し出る参加者もいました。最後に、建交労鹿児島県本部の井谷美佐子さんから詳細な現地調査の報告がなされた後、ミナマタ現地調査鹿児島実行委員会が今後も水俣病被害者の支援を継続することを確認し、大いに意義のある会になりました。



〔写真左〕中村輝久弁護士の説明に聞き入る参加者の様子、〔写真右〕会場に設置された過去の水俣病裁判等に関する当時の写真パネル

近畿訴訟、第15回弁論開かれる！

平成30年12月21日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の第15回期日が開かれました。まず、追加提訴して今回の期日から原告に加わった12陣の代表として、長島町小浜出身の福原浪代さんが意見陳述を行いました。福原さんは「手足の痺れとこむら返りに悩まされている」、「味を感じにくく、料理を作っても家族から味が濃いとされる」、「手が震えて細かい作業ができない」などと裁判官に被害の訴えをしました。

その後、徳井義幸弁護団長が「国・熊本県は、水俣病が発生した後、不知火海沿岸の健康調査を行うべきであったのに、これを怠り、水俣病被害者の救済を遅らせた責任がある」、福本富男弁護士が「宮野河内、新和で実施した現地調査を踏まえると、宮野河内、新和にもチッソが排出したメチル水銀の汚染が広がっていたことが明らかだ」と、提出した準備書面の説明をしました。

また、今回の期日にあわせて、原告28名の陳述書が提出されました。

熊本訴訟、久しぶりの追加提訴！長島町の原告が多数

平成30年12月25日、ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟の第12陣提訴が行われました。今回の原告は181人です。熊本訴訟の原告数は計1491人になりました。今回提訴した原告の181人のうち、鹿児島県の原告が155名と大多数を占め、長島町の原告はさらに86名と、群を抜いて多数となりました。

報告集会では、原告の川辺行雄さんと折口踊子さんが被害の訴えをしました。また、来賓として社会民主党熊本県連合代表の今泉克己氏、日本共産党の熊本県議である山本のびひろ氏が、支援として、熊本県商工団体連合会会長の松尾正氏が、それぞれ連帯の挨拶をされました。

原告団は、新たな原告も含めて、一緒に一枚岩の団結でがんばっていく決意を新たにしました。

【今後の予定】

- 3月22日 近畿訴訟弁論
- 4月15日 東京訴訟弁論（第5～6陣）
- 5月22日 熊本訴訟弁論
- 5月31日 東京訴訟弁論（第1～4陣）

とある弁護団員のヒトリゴト

今年のバレンタインは誰にもあげないことに決めています。体重やら体型やらを気にしていない人ならいいと思うのですが、自分自身去年からダイエットをしてみて、こっそりダイエットをしている人に強制的にチョコレートを食べさせることは、実は酷なのではないかと気付いたからです。(熊本弁護団・黒田裕美子)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索